

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成23年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>愛媛県議会議員の議員報酬月額は、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその<u>100分の5</u>に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同項に定める額とする。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年4月29日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>愛媛県議会議員の議員報酬月額は、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその<u>100分の10</u>に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同項に定める額とする。</p> <p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。